



令和3年度 臨時号

市場監視だより



千葉県保健所 食品安全課
電話：238-9959

令和3年5月21日発行

令和3年6月1日より、改正食品衛生法が施行されます

営業許可に関する主な改正は、① 営業許可制度の見直し、② 営業届出制度の創設、③ 施設基準の改正の3点です。詳しくは、水産物仲卸協同組合の食品衛生講習会でお知らせする予定です。

営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設

詳細は、別添パンフレットをご覧ください。

<新たな営業許可制度について>

今回の法改正では新たな許可制度が施行され、現在営業している営業者であっても、原則新規で「許可の取得」または「届出」をする必要があります。

なお、令和3年5月31日以前に営業許可を取得していて、今回の改正でも「許可」に区分される業種については、現在取得している許可の有効期限の満了まで新規の許可取得は不要です。

ただし、有効期間の満了日までに新たな許可制度に基づく新規の許可申請を行い、施設の検査を受け、許可を得る必要があります。

施設基準の改正

許可制度の見直しに合わせて、施設基準も改正されました。以下に、改正点の一例を挙げます。

1 各業種に共通する基準

<従事者の手洗設備>

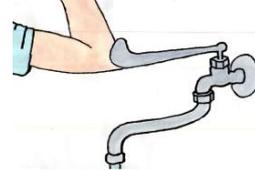
旧基準

流水式手洗設備
及び
手指消毒設備が必要

新基準

旧基準に加えて、手洗設備の水栓は非接触型であることが必要
(例：ヒジ操作レバー、足踏みペダル、センサーなど)

ヒジ操作レバー



足踏みペダル

2 業種ごとの基準

<魚介類販売業>

旧基準

調理を行う場合は、
作業場として調理室の
設置が必要

新基準

原材料の保管・処理、製品の包装・保管
をする室または場所(※)の設置が必要
(※) 作業に応じて区画されていること